近江八幡市部活動等改革方針

令和８年３月

近 江 八 幡 市

目　次

I.　方針策定の趣旨 2
II. 近江八幡市部活動等改革のこれまでの取組と現状 3
　1.　学校部活動の意義 3
　2.　課題の整理 3
　　⑴ 本市の対応 3
　　⑵ 教員との意見交換 3
　　⑶ 各委員会や会議での整理 4
　　⑷ 学校部活動の状況 4
　3.　取組 6
　　⑴ 部活動主事の設置 6
　　⑵ 部活動指導員の拡充 6
　　⑶ 学校部活動の環境整備 6
　　⑷ 地域クラブ活動の展開 7
III. 本市の方針 8
　1.　取組方針（めざす姿） 8
　2.　学校部活動と地域展開 8
　3.　期間 8
IV. 推進の方策 9
　1.　体制づくり 9
　　⑴ 部活動主事 9
　　⑵ 指導者 10
　　⑶ 活動場所 12
　　⑷ 保護者・地域の協力 12
　2.　環境づくり 13
　　⑴ 新しい学校部活動の創設について検討 13
　　⑵ 学校部活動と公的地域クラブ活動の展開 13
　　⑶ 施設・用具の整備 14
　　⑷ 情報共有ツール 14
　　⑸ 小・中学校等の連携 15
　　⑹ 指導環境・研修 15
　　⑺ 広報・啓発活動 16
　3.　役割 17
　　⑴ 行政の支援 17
　　⑵ 学校の支援 17
　　⑶ 地域の見守り・支援..... 18
　　⑷ 保護者の理解と協力 18
Ⅴ.　今後の流れ 19

Ⅰ　方針策定の趣旨

令和４年 12 月に、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応が示されており、令和５年度から令和７年度までの３年間を「改革推進期間」と位置付けて取り組まれてきた。

また、令和８年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考えを示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、『ガイドライン』という。）が策定され、地域の実情等を踏まえながら改革を進めるよう示された。『ガイドライン』には、「中学校等を設置する市町村等（中略）が改革の責任主体となり、（中略）地域の実情に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要。」とあり、体制整備・方針策定に取り組むことが求められている（「Ⅰ 部活動改革の基本的な考え方・方向性」「３ 改革の方向性」「（１）基本方針」）。

滋賀県においても、『ガイドライン』に基づき『滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針』（仮称）を改訂し、改めて基本方針を定めているところである。

本市においても、令和５年度から地域スポーツクラブ活動の実証事業の取り組みをはじめ、学校現場や各種協議会等での協議・意見交換を経て、令和７年度より、部活動の意義を継承、発展させ、多様な子どもたちに魅力あるスポーツと文化・芸術活動体験の機会を確保しながら、持続可能な新しい部活動の運営体制を確立するために「公的部活動等（公的地域クラブ活動を含む）の保障」（以下、「公的部活動等の保障」という。）に取り組んでいるところである。

本方針は、新たに策定された『ガイドライン』及び『滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針』を踏まえ、本市の実情に応じた学校部活動及び地域クラブ活動（以下、「学校部活動等」という。）の基本的な改革方針を体系的に示すものとして定める。

なお、本方針の対象としては、本市の市立４中学校の生徒の学校部活動等とする（地域クラブ活動においては、本市在住・在学の中学生を含む）。

Ⅱ　近江八幡市部活動等改革のこれまでの取組と現状

1　学校部活動の意義

学校部活動は、教育課程外の部活動であるが生徒が自主的・自発的に参加する中で、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を提供するものである。

学習意欲の向上、責任感や連帯感の育成、異年齢との交流を通じた好ましい人間関係の形成、自己肯定感の向上など、多面的な学びの場として、生徒の資質・能力の育成や豊かな人格形成に大きく寄与している。

さらに、学校部活動は生徒にとって安心できる居場所となり、自己表現や仲間との関わりを通じて集団生活に適応する力を培う場ともなる。

これらのことから、学校部活動は学習活動の補完にとどまらず、生徒の成長及び社会性の涵養ならびに生き抜く力の育成を支える重要な教育的役割を果たしている。

2　課題の整理

⑴ 本市の対応

令和４年 12 月に、スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、本市においても、地域移行（以下、「地域展開」という。）や拠点校クラブや地域クラブの体制化について、地域移行推進協議会で議論してきた。

⑵ 教員との意見交換

令和６年度には市立４中学校において、教育長と教育部長が各校を３回ずつ訪問し、計 12 回にわたる教員との意見交換会を実施した。

その結果、本市教員の部活動に関する指導観については以下のような状況であることが判明した。

「これまで通り部活動指導に取り組んでみたい」が 31.7%、

「部活動指導と教育課程対応の狭間で悩んでいる」が 26.9%、

「部活動指導よりも教育課程に専念したい」が 29.8%、

「その他」が 11.5%であった。

以上のことから、教育課程内の教育活動に十分な時間を確保したいと考えている教員が、全体の約６～７割にのぼることがわかった。

また、部活動時間の短縮案については、アンケート調査の結果から、反対意見が全体の約６割を占める結果となった。

さらに、意見交換では次のような課題や要望も挙げられた。

・ 部活動のコーディネーターの必要性
・ 中体連の運営体制の改善要請
・ 全生徒を受け入れられる地域クラブ等が本市では十分に整備されていないこと
・ 多様な中学生の体験の場の確保
・ 教員に代わって専門的な指導ができる体制整備の必要性

⑶ 各委員会や会議での整理

総合教育会議、定例教育委員会、地域移行推進協議会等で議論が行われ、これらの議論の中では、以下のように整理された。

現状の体制では地域展開が難しく、他市のように完全下校時刻を早めてはどうかとの案が上がったが、教員の意向などを踏まえてこの案は断念された。

一方で、学校部活動全体を調整し、学校・地域・指導者等との連携を図る役割が必要であるとの意見が多く、学校部活動全体を調整する存在を配置する必要性が整理された。

⑷ 学校部活動の状況

令和 7 年度における市内各中学校の部活動の設置状況（表 1-１）によると、運動部については部員数が少ない団体（チーム）競技の場合、単独校での大会参加が難しくなっており、合同チームにより大会に参加した実績がある。

表 1- 1　令和 7 年度　市内中学校の部活動の設置状況(R7.5.1)

単位：人

中学校名		八幡中学校						八幡東中学校						八幡西中学校						安土中学校					
部活動名		部員数			種別			部員数			種別			部員数			種別			部員数			種別		
		男	女	計	共通	男	女	男	女	計	共通	男	女	男	女	計	共通	男	女	男	女	計	共通	男	女
運動部	陸上競技	53	13	66	●			22	8	30	●			55	15	70	●			0	0	0			
	水泳（競泳）	3	1	4	●			0	5	5	●			4	6	10				0	0	0			
	軟式野球	15	0	15	●			9	1	10	●			20	0	20	●			15	1	16	●		
	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ	0	15	15			●	0	0	0				0	0	0			●	0	0	0			
	ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	0	12	12			●	0	29	29			●	0	16	16			●	0	24	24			●
	ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ	37	34	71		●	●	28	29	57		●	●	33	23	56		●	●	39	31	70		●	●
	ｿﾌﾄﾃﾆｽ	32	38	70		●	●	18	27	45		●	●	28	35	63		●	●	42	28	70		●	●
	卓球	32	24	56		●	●	33	15	48		●	●	26	1	27		●	●	26	20	46		●	●
	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ	24	41	65		●	●	19	31	50		●	●	6	22	28		●	●	0	0	0			
	柔道	8	3	11	●			2	1	3	●			0	0	0				0	0	0			
	剣道	5	4	9	●			2	1	3	●			6	10	16	●			0	0	0			
	ｻｯｶｰ	45	0	45	●			10	0	10	●			19	0	19	●			16	0	16	●		
	ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ	17	8	25	●			38	15	53	●			30	0	30		●		0	0	0			
	ﾗｸﾞﾋﾞｰﾌｯﾄﾎﾞｰﾙ	0	0	0				0	0	0				6	0	6		●		0	0	0			
	ﾃﾆｽ	0	0	0				1	2	3	●			0	0	0				0	0	0			
文化部	吹奏楽	4	24	28	●			3	42	45	●			5	38	43	●			4	34	38	●		
	科学	0	0	0				10	5	15	●			12	10	22				0	0	0			
	美術	1	27	28	●			4	26	30	●			6	34	40	●			5	17	22	●		
	書道	0	0	0				0	5	5	●			0	0	0				0	0	0			
	家庭	0	0	0				0	0	0				0	12	12	●			0	0	0			
	コンピュータ	23	3	26	●			0	0	0				0	0	0				0	0	0			
	太鼓	11	12	23	●			0	0	0				0	0	0				0	0	0			

3　取組

⑴　部活動主事の配置

令和７年４月より、学校部活動等全体をコーディネートするために、教員免許を有し、部活動等の事務を専ら行う職員（以下、「部活動主事」という。）を採用・配置し、学校や教職員、関係団体との調整を担うことで、学校部活動等の運営の改善に向けた基盤を整える。

今後は国が示す地域展開の取組を研究・推進するとともに、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や価値を大切にし、地域・学校・行政が連携して「公的部活動等の保障」に取り組む。

⑵　部活動指導員の拡充

教員の業務負担を軽減するため平成 30 年度より部活動指導員制度を設け、部活動顧問の教員に代わり部活動顧問を担うことのできる部活動指導員を設置してきた。

しかし、配置状況は十分ではなく、教員の働き方改革や地域展開に資するものとはならなかった。

前記Ⅱ.２.⑵の教員との意見交換会でも、専門的指導が行える等、指導体制の人材の拡充を図ることが必要であると明確になったため、令和７年度より部活動主事が中心となり部活動指導員の採用活動に積極的に取り組み、指導体制の拡充を図ることとなった。

これにより、指導体制の強化と専門的な指導を提供できるものとしている。

⑶　学校部活動の環境整備

学校部活動が安全かつ継続的に実施できるよう、学校における活動環境を整備していく。

令和７年度より、活動場所や用具、備品等を各部活動のニーズに合わせて整備を進めてきた。

八幡中学校に新たに設立された吹奏楽部もその取り組みの一つであり、今後も学校部活動の環境整備及び維持に取り組む。

さらに、生徒や保護者、教員、部活動主事、部活動指導員など、関係者の情報共有がスムーズに行える仕組みづくりにも取り組む。

⑷　地域クラブ活動の展開

本方針における「地域クラブ活動」とは、学校部活動以外の枠組みにおいて地域（各市町や民間団体、地域団体、ボランティア団体等）で実施されるスポーツ・文化芸術活動を広く指すものと定義し、かつ本市が自ら運営し、生徒の活動機会を保障するために実施する地域クラブ活動については「公的地域クラブ活動」と称する。

本市では、令和５年度から「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（運動部活動の地域移行に向けた実証事業)」に取り組み、地域クラブ活動の需要や子どもたちの活躍できる場を広げる等の可能性を検討してきたところである。

また、公的地域クラブ活動は、子どもたちが新しい経験や挑戦を通じて可能性を広げる場としての役割に加え、地域の指導者との連携や教員の負担軽減も期待される。

令和７年度には、公的地域クラブ活動の展開を図るため、休日を主な活動日とする「まちづくりクラブ」「データサイエンス入門クラブ」を新たに立ち上げた。引き続き学校部活動では体験できない活動は、地域クラブ活動により展開する。（表１-２）

表１-２　令和７年度　近江八幡市地域クラブ活動の設置状況(R8.3.1)

単位：人

		八幡中学校			八幡東中学校			八幡西中学校			安土中学校			近江兄弟社中学校			滋賀県立守山中学校		
		部員数			部員数			部員数			部員数			部員数			部員数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	八幡ラグビー	1	0	1	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	八幡ソフトボール	0	15	15	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	まちづくりクラブ	1	4	5	0	2	2	1	2	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0
4	データサイエンス入門クラブ	2	0	2	4	2	6	3	1	4	2	1	3	3	0	3	1	0	1
スポーツクラブ計		1	15	16	0	0	0	9	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化クラブ計		3	4	7	4	4	8	4	3	7	3	2	5	3	0	3	1	0	1

Ⅲ　本市の方針

1　取組方針（めざす姿）

本市は、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や価値を改めて評価し、また、これまでの取組による成果と課題を踏まえ、公的に子どもたちの活動の場を保障する取組を今後も推進する。

以下を取組の方針（ビジョン）として掲げることとする。

① 学校部活動の意義を継承、発展させ、多様な子どもたちに魅力あるスポーツ活動と文化芸術活動の体験機会を保障する。

② 学校部活動を通して、VUCA 時代を『生き抜く力』を醸成する。
※VUCA＝将来予測が困難で不確実な時代

③ 教員のワークライフバランスを改善し、教育課程にもとづく教育活動に専念できる適切な時間を創出し、心身ともに健康を保持して授業や子どもたちへの指導に取り組める環境をつくる。

2　学校部活動と地域展開

本市では、前記Ⅲ.１のとおり、魅力あるスポーツ活動の体験、文化芸術活動の体験の機会を保障するため、学校部活動の充実を図ることをめざしている。

しかし、教員の中には勤務時間の増加や業務負担の過重により、休日や長時間にわたる部活動への対応が困難となる状況が続いており、生徒が専門的な技術指導を受けにくい状況は将来的にも見込まれ、この解消に向けた取組に着手しなければならない。

そこで、まずは持続可能な指導体制を確保する方策として、学校部活動の充実を図るとともに、地域連携を進め、積極的に地域の人材を活用し、生徒にとって魅力ある持続可能な部活動環境を整備する。

本市では、学校部活動と地域クラブ活動のそれぞれの取組を融合させながら、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ多様な機会を得られる「公的部活動等の保障」の実現をめざすこととする。

また、休日及び平日の活動について地域展開に取り組みつつ、国が示す「改革実行期間」において、平日の地域展開の可能性や方策を探っていく。

3　期間

文部科学省の『ガイドライン』で示された『改革実行期間』の期限である令和 13 年度末までの取組及び【めざす姿】を明記する。

・改革実行期間（前期）・・・令和８－１０年度
・改革実行期間（後期）・・・令和１１－１３年度

Ⅳ　推進の方策

1　体制づくり

⑴ 部活動主事

令和 7 年度 4 月より、部活動主事を 8 名採用し、市内 4 中学校へ 2 名ずつの配置を進める。

担当する中学校の学校部活動及び地域展開等、活動の充実に向けて全体をコーディネートする。

主な業務内容は以下の通り（図 1）

- ■　校長、教頭及び教職員との連絡調整に関すること
- ■　関係機関との連絡調整に関すること
- ■　魅力の向上及び強化策の計画・実施に関すること
- ■　部活動指導員の管理及び指導に必要な研修の計画・実施に関すること
- ■　部活動指導員との連絡調整に関すること
- ■　市のスポーツ・文化振興その他一般行政及び学校支援業務に関すること
- ■　小学校及び高等学校との連携による合同活動の企画運営に関すること
- ■　近江八幡市教育委員会部活動指導員に関する要綱第 3 号各号に掲げること（参考資料 1）
- ■　地域クラブ活動に関すること。
- ■　その他、業務を執行する際に必要となる各種業務に関すること

など

【めざす姿】

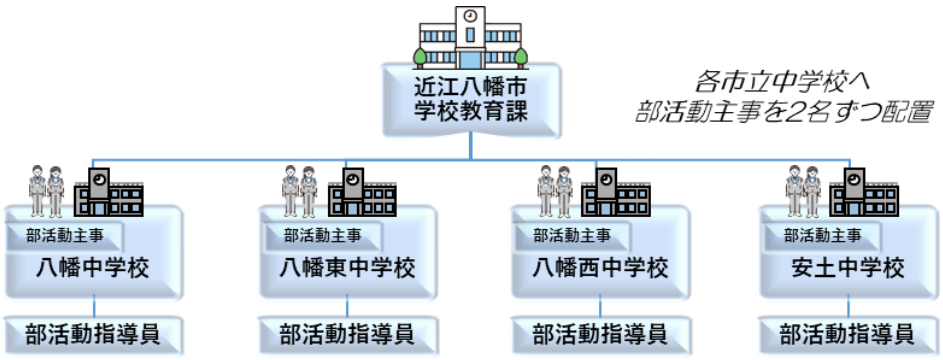
・改革実行期間（前期）

体制整備後は、部活動主事が学校部活動と公的地域クラブ活動の円滑な運営をコーディネートし、活動に係わる事務を一括して行う。

・改革実行期間（後期）

前期までの取組を継続して行う。

図１　近江八幡市の取組体制



⑵ **指導者**

①　部活動指導員

各学校部活動の要望や状況を把握しながら、本市の人材バンクや県のコーチバンク等を活用し、部活動指導員の人材確保に向けた取組を強化し、学校部活動の充実を図る。

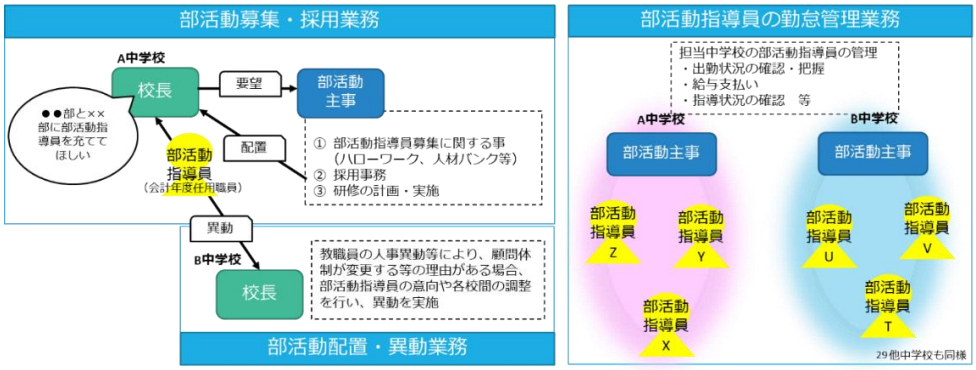
また、部活動指導員が下記に示す業務を実施することで、教員の負担軽減や教員が教育課程にもとづく教育活動に専念できる環境作りに資するよう配置を進める。

主な業務内容は以下の通り（図２）

- ■　実技指導
- ■　安全及び傷害予防に関する知識及び技能の指導
- ■　学校外での部活動の引率
- ■　用具及び施設の点検及び管理
- ■　部活動の管理運営
- ■　保護者等への連絡
- ■　年間及び月間指導計画の作成
- ■　生徒指導に係る対応
- ■　事故が発生した場合の現場対応
- ■　その他校長が必要と認める事項

など

図２　部活動指導員に係る業務イメージ



②　地域クラブ活動指導者

持続可能な公的地域クラブ活動の運営を実現するため、本市の人材バンクや関係団体等と連携し、地域クラブ活動指導者（以下、「地域指導者」という。）の確保を進める。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

本市の人材バンクや県のコーチバンク等を活用しながら、可能な限り各学校部活動への部活動指導員の配置を進め、学校部活動の充実を図る。

また、学校部活動について、幅広い業務に対応できる立場であることから、希望のある学校部活動においては、教員顧問が不在の場合であっても、部活動指導員のみで安全かつ円滑に活動を運営できる体制をめざす。

さらに、地域クラブ活動の試行的な実施を通して、地域指導者の確保及び育成並びに運営体制の構築を進めていく。

・改革実行期間（後期）

中間評価の結果を踏まえ、部活動指導員配置のさらなる充実や運営体制の在り方について検討を進める。

また、地域指導者を中心とした持続可能な公的地域クラブ活動の運営体制の確立をめざす。

⑶ 活動場所

学校施設や市の公共施設等を積極的に活用することで、生徒や保護者の移動距離や費用面の負担軽減をめざす。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

学校施設や市の公共施設等を活用し、生徒や保護者の移動距離や費用面の負担軽減を図る。

・改革実行期間（後期）

学校部活動及び公的地域クラブ活動（以下、「公的部活動等」という。）の利用状況や課題を踏まえ、活動場所の在り方について検討を行う。

⑷ 保護者・地域の協力

公的部活動等の新体制や運営への理解を得るため説明会を実施する。

また、保護者、地域指導者へのアンケートを実施し、情報の共有や理解と周知を図る。

さらに、スポーツ競技団体、文化芸術団体、自治会、PTA 等の地域団体等と協力し、地域と連携した運営体制をめざす。

公的部活動等の関係者の声を把握・反映していくことで、信頼関係を築き、より良い運営体制をめざす。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

説明会やアンケート等を通じて、公的部活動等の新体制や運営について情報共有を図り、信頼関係の構築をめざす。

・改革実行期間（後期）

これまでの取組を踏まえ、保護者・地域等と連携した持続可能な協力体制の構築をめざす。

2　環境づくり

⑴ 新しい学校部活動の創設について検討

生徒のニーズに応じて新しい学校部活動の創設を検討し、生徒たちの新たな体験の機会を検討する。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

生徒の興味・関心やニーズを把握し、新しい学校部活動の創設について学校と協議を行い、新しい学校部活動の創設について検討する。

・改革実行期間（後期）

継続的な運営が可能な新たな学校部活動の定着を図り、生徒一人ひとりに応じた活動の選択肢を広げる。

⑵ 学校部活動と公的地域クラブ活動の展開

生徒のスポーツ・文化芸術活動機会の保障と教員の働き方改革の両立をめざし、公的部活動等の在り方について検討を進める。

学校と地域が連携し、生徒のニーズに応じた多種多様な体験や、生徒が安心して継続的に活動できる環境づくりに取り組む。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

学校部活動や教員の働き方等の現状と課題を整理し、公的地域クラブ活動の役割や連携の在り方の検討を進め、持続可能な活動環境の基盤を提示する。

・改革実行期間（後期）

学校部活動と公的地域クラブ活動が連携した活動環境を展開し、生徒が安定的にスポーツ・文化芸術活動に関われる機会を公的に保障する。

⑶ 施設・用具の整備

令和７年度には、学校部活動の施設や用具の充実を図り、公的部活動等の環境を整備した。

今後は施設や用具の維持・管理に努めながら、持続可能で安全な公的部活動等の環境を整えていく。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等に必要な施設・用具の整備を進め、安全で円滑な活動が行える基本的な活動環境を確保する。

・改革実行期間（後期）

施設・用具の維持管理や更新の在り方を整理し、持続可能で安全な公的部活動等の環境の定着を図る。

⑷ 情報共有ツール

公的部活動等のスケジュールや連絡等、教員・部活動主事・部活動指導員及び地域指導者・生徒・保護者が共有できるシステムを導入することで、円滑な運営をめざす。

また、部活動主事と部活動指導員及び地域指導者、さらに教員の顧問との連絡が可能となることで円滑かつ効率的な運営となるよう環境整備に取り組む。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等に関わる関係者間での情報共有を円滑にするため、スケジュールや連絡等を共有できるツールを導入・活用する。

・改革実行期間（後期）

活用状況を検証し、情報共有ツールの定着と運用改善を図ることで、より効率的で持続可能な公的部活動等の運営を実現する。

⑸ 小・中学校等の連携

本市では、小学生の放課後クラブ活動について、指導体制の充実を図ることは、伝統的な活動を継承しつつ、公的部活動等へ滑らかに接続することができる取組と考える。

また、小学生が公的部活動等に興味を持てるよう、合同イベント等を計画・実施することで、入部者増加へ取り組む。

小・中学校だけでなく、高等学校や地域で活動する団体等との連携についても、将来的な視点として検討し、多様な世代との関わりを通じた豊かな人間形成につながる取組を見据えていく。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

小学生の放課後クラブ活動と公的部活動等との連携を意識した取組を進め、円滑な接続に向けた基盤を整える。

・改革実行期間（後期）

小・中学校の連携を定着させ、生徒たちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりに取り組むとともに、地域や多世代との関わりを見据えた取組について検討を進める。

⑹ 指導環境・研修

公的部活動等の指導にあたり、部活動指導員及び地域指導者に対する研修を充実させ、特に生徒が、安心、安全に活動できる指導環境作りに取り組む。

また、県等の研修制度なども積極的に活用する。

今後も研修制度を充実させ、継続的な学びの機会を提供していくことで、質の高い指導環境を整えていくことをめざす。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

部活動指導員及び地域指導者に対する研修を充実させ、生徒が安心・安全に活動できる指導環境の確保を図る。

・改革実行期間（後期）

研修内容や実施方法を検証し、指導の質を継続的に高める仕組みを構築することで、安定した指導体制の定着を図る。

⑺ 広報・啓発活動

広報活動の強化により、本市が取り組む「近江八幡市部活動等改革」（以下、「部活動等改革」という。）への理解・周知を図ると共に、部活動指導員及び地域指導者の募集や公的地域クラブ活動への参加を促がす。

市内商業施設へのチラシ設置依頼や広報紙への掲載、SNS、ZTV 等、様々なメディアを活用し、幅広く本市の取組を周知することで地域や保護者の協力と理解をめざす。

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

本市の部活動等改革の趣旨や取組内容について積極的な周知を行い、地域や保護者の理解促進を図る。

・改革実行期間（後期）

前期の取組を継続して行う。

3　役割

⑴ 行政の支援

学校や地域と連携しながら公的部活動等の適切な運営をめざし、次の取組を行う。

ア　部活動等改革に関する制度設計と周知

イ　全国や近隣市町の情報収集と提供

ウ　部活動等改革に要する財政支援

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等が円滑に運営できるよう、必要な支援の充実を図る。

・改革実行期間（後期）

前期の取組を継続して行う。

⑵ 学校の支援

本市が進める部活動等改革の趣旨を理解し、円滑な実施に向けて次のように協力・支援する。

ア　部活動等改革に関する制度や体制への理解を深め各取組への協力を図る

イ　時間外勤務の短縮等、働き方改革に資するよう教育課程外である部活動に対して、教職員が望む関わり方を検証する

ウ　学校関係者と情報共有を図り、公的部活動等の円滑な運営に努める

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等への協力を図る一方で、教職員の学校部活動の関わり方について精査・検証を図る。

・改革実行期間（後期）

教育課程にもとづく教育活動に専念したい教員全てが学校部活動の顧問を離れることができる体制づくりに努める。

⑶ 地域の見守り・支援

地域の指導者・団体・保護者等が協力し、子どもたちが安全で安心して活動できる環境を地域全体で支えるため、次の内容に取り組む。

ア　部活動等改革の取組への理解と協力

イ　指導者と成り得る人材発掘と協力・支援

ウ　安全・安心して活動ができる環境の見守り

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等への理解を進めると共に教員に代わる指導者として参画し、活動を支援する。

・改革実行期間（後期）

前期の取組を継続して行う。

⑷ 保護者の理解と協力

家庭において新しい公的部活動等の仕組みへの理解を深め、学校・地域と連携しながら子どもの健やかな成長を支援するため、次のように取り組む。

ア　新しい公的部活動等の仕組みについて理解を深める

イ　生徒の健康管理や生活リズムを見守り、学校・地域と協力して成長を見守る

【めざす姿】

・改革実行期間（前期）

公的部活動等への理解を進めると共に生徒の活動への協力・支援を行う。

・改革実行期間（後期）

前期の取組を継続して行う。

Ⅴ　今後の流れ

本市の方針は、Ⅲ.１のとおり、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や価値を改めて評価し、公的部活動等を保障する取組を推進する。

当面、各学校において部活動の維持が可能な間は、公的に支援を行い学校単位での活動を保障していくこととする。

一方で、本市の取組は、今後の生徒数減少も見据えたものであり、各学校における部活動存続の固守を前提とするものではない。

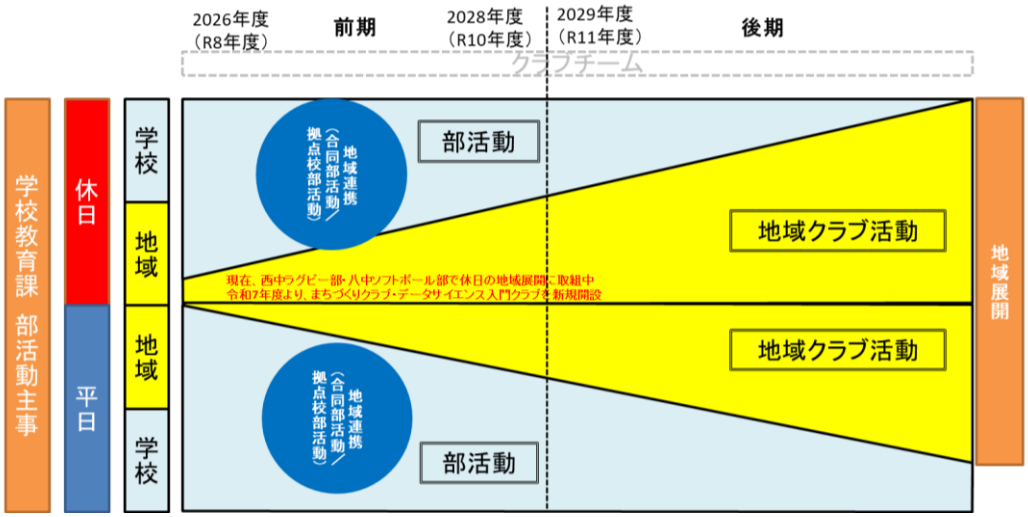
学校部活動の維持、単独校での活動が難しくなる場合には、地域クラブを公的に創設・運営し、生徒の活動機会を保障する。

こうした流れのもと、「改革実行期間（前期）」（令和８年～10 年度）において、まずは学校部活動の充実と公的地域クラブ活動に着手することを本市の当面の活動方針とする。

「改革実行期間（前期)」の終了時には、中間評価を行い、取組の状況や課題の状況把握と整理をすることで、令和 11 年度以降の「改革実行期間（後期)」に向けた内容の精査を図ることとする。（図３）

なお、具体的な取組を示す推進計画については、『ガイドライン』に基づき、令和８年度末の策定をめざす。

図３　近江八幡市の学校部活動における地域展開について



参考資料１

○近江八幡市教育委員会部活動指導員に関する要綱

平成３０年６月２５日

教委告示第１８号

（前略）

（職務）

第３条　指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的及び自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、次に掲げる技術的な指導に従事するものとする。

(1)　実技指導

(2)　安全及び傷害予防に関する知識及び技能の指導

(3)　学校外での部活動の引率

(4)　用具及び施設の点検及び管理

(5)　部活動の管理運営

(6)　保護者等への連絡

(7)　年間及び月間指導計画の作成

(8)　生徒指導に係る対応

(9)　事故が発生した場合の現場対応

(10)　その他校長が必要と認める事項

（以下略）

本方針における用語集

・ **学 校 部 活 動** ：各中学校で実施されている従来の部活動のこと。

・**地 域 ク ラ ブ 活 動**：学校部活動以外の枠組みにおいて地域（各市町や民間団体、地域団体、ボランティア団体等）で実施されるスポーツ・文化芸術についての活動のこと。

・**公的地域クラブ活動**：上記（地域クラブ活動）の中でも、本市の教育委員会が運営団体・実施主体となって、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を公的に保障し活動する地域クラブ活動のこと。

・ **学 校 部 活 動 等** ：「学校部活動及び地域クラブ活動」のこと。

・ **公 的 部 活 動 等** ：「学校部活動及び公的地域クラブ活動」のこと。

・ **部 活 動 等 改 革** ：本市の取り組む「近江八幡市部活動等改革」のこと。